型式指定番号	特定装置の種類、名称及び型式	特定装置を取り付けることができる自動車の範囲（車名及び型式、＊は、当該自動車の仕様を区分する記号が付される場合がある。）	製作者等の氏名又は名称及び住所
㊞N－1197	騒音防止装置　三菱　H12－4P10BE	三菱　SKG－B＊＊＊＊　＊＊（イベコ　4P10型エンジン搭載車）	三菱ふそうトラック・バス株式会社　神奈川県川崎市幸区鹿島田890番地12

○国土交通省告示第九百十号

道路運送車両法（昭和二十六年法律第百八十五号）第七十五条の二第一項の規定により、平成二十三年七月二十五日次のとおり自動車の装置をその型式について指定した。

平成二十三年九月八日

国土交通大臣　前田　武志

型式指定番号	特定装置の種類、名称及び型式	特定装置を取り付けることができる自動車の範囲（車名及び型式）	製作者等の氏名又は名称及び住所
㊞G－2329	一酸化炭素等発散防止装置　トヨタ　DAA－ATH　AZFXE4	トヨタ　DAA－ATH　20W	トヨタ自動車株式会社　愛知県豊田市トヨタ町1番地

○国土交通省告示第九百十一号

道路運送車両法（昭和二十六年法律第百八十五号）第七十五条の二第一項の規定により、平成二十三年七月二十五日次のとおり自動車の装置をその型式について指定した。

平成二十三年九月八日

国土交通大臣　前田　武志

型式指定番号	特定装置の種類、名称及び型式	特定装置を取り付けることができる自動車の範囲（車名及び型式）	製作者等の氏名又は名称及び住所
E43－58R－020012	突入防止装置　KYOKUTO　WR08－0010	極東開発工業株式会社　兵庫県西宮市甲子園口6丁目1－45	

○国土交通省告示第九百十二号

道路運送車両法（昭和二十六年法律第百八十五号）第七十五条の二第一項の規定により、平成二十三年七月二十五日次のとおり自動車の装置をその型式について指定した。

平成二十三年九月八日

国土交通大臣　前田　武志

型式指定番号	特定装置の種類、名称及び型式	特定装置を取り付けることができる自動車の範囲（車名及び型式）	製作者等の氏名又は名称及び住所
㊞G－2330	一酸化炭素等発散防止装置　トヨタ　DBA－GGH　トヨタ　DBA－GRFE9	トヨタ　DBA－GGH　20W、トヨタ　DBA－GGH25W	トヨタ自動車株式会社　愛知県豊田市トヨタ町1番地

○国土交通省告示第九百十四号

道路運送車両法（昭和二十六年法律第百八十五号）第七十五条の二第一項の規定により、平成二十三年七月二十五日次のとおり自動車の装置をその型式について指定した。

平成二十三年九月八日

国土交通大臣　前田　武志

型式指定番号	特定装置の種類、名称及び型式	特定装置を取り付けることができる自動車の範囲（車名及び型式、＊は、当該自動車の仕様を区分する記号が付される場合がある。）	製作者等の氏名又は名称及び住所
㊞G－2333	一酸化炭素等発散防止装置　ニッサン　DBA－VQ35－7E52B	ニッサン　DBA－P＊E52	日産自動車株式会社　神奈川県横浜市神奈川区宝町2番地

○国土交通省告示第九百十五号

道路運送車両法（昭和二十六年法律第百八十五号）第七十五条の二第一項の規定により、平成二十三年七月二十六日次のとおり自動車の装置をその型式について指定した。

平成二十三年九月八日

国土交通大臣　前田　武志

型式指定番号	特定装置の種類、名称及び型式	特定装置を取り付けることができる自動車の範囲（車名及び型式、＊は、当該自動車の仕様を区分する記号が付される場合がある。）	製作者等の氏名又は名称及び住所
㊞N－1198	騒音防止装置　日野00－J05E－01	日野　SDG－HX9J＊＊＊、日野　SKG－HX9J＊＊＊＊	日野自動車株式会社　東京都日野市日野台3丁目1番地1
㊞N－1199	騒音防止装置　日野98－A09C－02	日野　LJG－RU1A＊＊＊＊	〃
㊞G－2336	一酸化炭素等発散防止装置　日野　A09C－TLB	〃	〃

○国土交通省告示第九百十六号

道路運送車両法（昭和二十六年法律第百八十五号）第七十五条の二第一項の規定により、平成二十三年八月二日次のとおり自動車の装置をその型式について指定した。

平成二十三年九月八日

国土交通大臣　前田　武志

型式指定番号	特定装置の種類、名称及び型式	特定装置を取り付けることができる自動車の範囲（車名及び型式）	製作者等の氏名又は名称及び住所
㊞G－2337	一酸化炭素等発散防止装置　ダイハツ　DBAKF－VE3－1	ダイハツ　DBA－LA300S、ダイハツ　DB－LA310S	ダイハツ工業株式会社　大阪府池田市ダイハツ町1番1号

○東北地方整備局告示第百五十八号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十三年九月八日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十三年九月八日

東北地方整備局長　徳山日出男

(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　七号

(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長（キロメートル）	備考
大館市川口字長里一一二番一から同市釈迦内字狼穴一二九番一まで	前	BA　一〇・八〇～一三・五〇（メートル） 二二・六五～二四二・四〇	一二・三七六	上記A・B及びCは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。
	後	A　一〇・八〇～一三・五〇 B・C　二二・六五～三六二・二〇	一二・三七六 七・六五二	

(四)　図面縦覧場所　東北地方整備局及び同局能代河川国道事務所